

平成30年第2回宇佐市教育委員会会議録

平成30年2月19日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員

教 育 長	竹内 新
教 育 長職務代理	松永 建比古
委 員	河野 浩一
委 員	秋吉 禮子
委 員	佐藤 修水

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	若山 雅敏
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	出口 昭子
学校給食課長	吉武 裕子

- ・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹(総括) 向 英子

◎附議事項

- 議第 6号 平成30年度教育委員会の基本方針等(案)について (各課)
- 議第 7号 平成29年度教育費一般会計補正予算(第7号)(案)について (各課)
- 議第 8号 平成30年度教育費一般会計当初予算(案)について (各課)
- 議第 9号 宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (学校教育課)
- 議第10号 宇佐市立幼稚園条例の一部を改正する条例 (学校教育課)
- 議第11号 宇佐市立幼稚園規則の一部を改正する規則 (学校教育課)

- 議第12号 宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について
(学校教育課)
- 議第13号 不動産の取得について
(社会教育課)
- 議第14号 スクール・サポート・スタッフ配置要綱の制定について
(学校教育課)
- 議第15号 宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
(社会教育課)
- 議第16号 宇佐市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の廃止について
(社会教育課)
- 議第17号 平成29年度宇佐市文化財の指定及び登録について
(社会教育課)
- 議第18号 指定校変更について
(学校教育課)

◎報告事項

- (1) 3月の行事等の予定について (各課)

(開始 午後2時00分)

教 育 長 平成30年第1回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時04分)

教 育 長 議第6号平成30年度教育委員会の基本方針等(案)について各課に説明を求める。

教 育 次 長 議第6号平成30年度教育委員会の基本方針等(案)について、先日の総合教育会議でご確認いただいた部分から変更があった課のみ、説明を追加させていただきたいと思います。

(図書館長が変更部分を説明)

教 育 次 長 ほかにつきましては、変更はございません。31Pまで先にご確認をいただいたものと同様でございます。なお、予算に絡む事業につきましては議会終了後でないと正式な決定とはなりませんことをご了承願いたいと思います。以上です。

教 育 長 今、説明しました変更点以外は先日の総合教育会議で説明をしております内容どおりということでした。現時点では

これで基本方針とさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、議第6号平成30年度教育委員会の基本方針等（案）については、承認し、次に議第7号平成29年度教育費一般会計補正予算（第7号）（案）について各課に説明を求めます。

教育次長

議第7号平成29年度教育費一般会計補正予算（第7号）（案）についてご説明いたします。

（各課長）

（議第7号平成29年度教育費一般会計補正予算（第7号）（案）について各課より説明する）

教育長

異議がないようですので、議第7号平成29年度教育費一般会計補正予算（第7号）（案）については、承認し、次に議第8号平成30年度教育費一般会計当初予算（案）について各課に説明を求めます。

教育次長

議第8号平成30年度教育費一般会計当初予算（案）についてご説明いたします。

（各課長）

（議第8号平成30年度教育費一般会計当初予算（案）について各課より説明する）

教育長

異議がないようですので、議第8号平成30年度教育費一般会計当初予算（案）については、承認し、次に議第9号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について学校教育課に説明を求めます。

学校教育課長

122Pをお開きください。議第9号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。目的、要旨につきましては、中学校の部活動の指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の実務的支援を行うため、部活動指導員を配置するもので、部活動指導員の報酬を規定するため本条例の一部を改正いたします。

部活動指導員の主な職務については、外部指導員と大きく違うのは、引率ができることです。つまり、スポーツの指導面だけではなく、監督者もいわゆる生徒の監督責任もきちんとしなくてはならないという部分はいっておりますので、その点が今までの外部指導員とは大きく違うところでございます。条件等もそこに記載している通り、専門的知識だけではなく生徒への指導能力を有するという部分が加えられています。123Pに

改正後ということで部活動指導員の1時間当たり1,600円という手当ではありますが、1日原則2時間、週3日、年間210時間ということであります。以上です。

教 育 長
委 員

何か質問はありませんか。

部活動の指導では、生徒の事故等の可能性も予想されますが、そのような場合の保証はあるのでしょうか。身分上の保証というのはどんなものなのでしょうか。これは単独で指導するのですか。

学校教育課長

部活動指導員は市の職員の非常勤特別職に位置づけられ、けが等につきましても、学校管理下になりますので、スポーツ振興センターの対象になります。市の職員に準ずる扱いにはなると考えております。

教 育 長

122Pの提案理由書に原因となる法令のことについて触れておりますが、学校教育法の施行規則自体で部活動指導員が位置付けられるような取扱いとなっているので、委員さんがご心配されている教員抜きで部活動の指導を行って、何かあった場合でも、それによって何か支障が生じるということがないようになっている状況でございます。

委 員

例えば、引率で外部に行く場合、行き帰りから長時間になりますよね。時間の制限はどの範囲になるのでしょうか。

学校教育課長

1日原則として2時間。週3日、年間210時間とありますので、210時間を超えない範囲でということになりますので、大会等の引率も可能であります。

委 員

例えば夏休み、冬休みに活用することもあり得るのですか。

学校教育課長

あり得ます。学校の開いてる日は、だいたい年間200日あります。そのうち、部活を毎日するわけではありませので、210時間というのは結構少ないです。1日1時間して、毎日できます。週3日間でありますのである程度はこれで見られると思います。

委 員

逆に熱心にやる人は物足りないかもしれないですね。

教 育 長

そういう意味では部活動指導員というのは、スポーツ技術の向上を主目的として作られた制度ではないものですから、そこまで上限いっぱいまで指導だけでやるかということとそこまでではないと思っています。

委 員

これが定着するか、注目されているのではないですか。

教 育 長

全国でも一斉に導入される訳ですから、どんな活用方法になるかは、皆注目していると思います。

ほかに質問はありませんか。異議がないようですので、議第9号宇佐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、承認し、次に議第10号宇佐市立幼稚園条例の一部改正、議第11号宇佐市立幼稚園規則の一部改正、議第12号宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定について一括して学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

124Pをご覧ください。議第10号宇佐市立幼稚園条例の一部改正、議第11号宇佐市立幼稚園規則の一部改正、議第12号宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定についてご説明いたします。この例規の目的、要件につきましては、職業等に就いている保護者が子どもを幼稚園に通わせたい場合等保護者のニーズに対応するため、平成30年4月から「預かり保育」を実施するための条例等を整備するものです。条例の改正により、預かり保育という全体的な事項を設置し、規則の改正内容により保育料等の細かい整備を行い、実施要綱で実施するための必要な事項を示しているところであります。125Pが条例の改正案、126Pが規則の改正案、129Pが保育事業の要綱になっております。以上です。

教 育 長

何か質問はありませんか。異議がないようですので、議第10号宇佐市立幼稚園条例の一部改正、議第11号宇佐市立幼稚園規則の一部改正、議第12号宇佐市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の制定については、承認し、次に議第13号不動産の取得について社会教育課に説明を求める

社会教育課長

133Pをお願いいたします。議第13号不動産の取得についてご説明いたします。これは、宇佐市土地開発公社が所有する平和ミュージアム（仮称）建設用地の土地を取得することについて、宇佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。ご審議よろしくをお願いいたします。

教 育 長

何か質問はありませんか。異議がないようですので、議第13号不動産の取得については、承認し、次に議第14号スクール・サポート・スタッフ配置要綱の制定について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長

134Pをお願いします。議第14号スクール・サポート・スタッフ配置要綱の制定についてであります。この目的、要旨につきましては、仕事の分担により教員の負担軽減を図ることで、

教員が余裕を持ち、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境づくりをめざすため、スクール・サポート・スタッフを配置するものであり、そのための要綱を制定します。このスクール・サポート・スタッフ、いわゆるSSSといわれる方の職務内容としましては、教員を支援するパートタイムの非常勤職員ということで学習プリントの印刷や配布、授業のための準備の補助、テストのまるつけ等があります。つまり教職員の学級担任等の事務部分を応援しようというものであります。スクール・サポート・スタッフの勤務条件ですが、勤務場所は教育委員会が指定する学校で、勤務時間は年間200日を限度とし、1日の勤務は原則6時間とします。現在のところ、3名で行う予定です。これは国、県の100%予算であります。以上です。

教 育 長 何か質問はありませんか。

学校教育課長 これは、主に小学校での配置をとっております。小学校の担任というのは、空き時間がほとんどないため、子どもが帰る4時半くらいから、やっと事務仕事をはじめますので、その間、サポートが必要であります。

委 員 これはやはり、働き方改革の一環にあるのですか。

学校教育課長 はい。第一歩というところです。

教 育 長 このスクール・サポート・スタッフ配置された学校の先生は、ご自身の働き方を少し見直す必要があると思います。手を動かす前にどんな作業が自分にはあって、自分から切り離せるもの、そうでないものがそれぞれどうなっているかというのをきちんと理解した上で、何をどのようにやってほしいかをスタッフの方に説明できるような必要があるということが課題かなと思います。

この件については、承認ということによろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

教 育 長 異議がないようですので、議第14号スクール・サポート・スタッフ配置要綱の制定については、承認し、次に議第15号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、議第16号宇佐市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の廃止について一括して社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長 136Pをお願いいたします。議第15号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について提案理由を申し上げます。

(提案理由は議案に記載)

お手元に地域学校協働活動の推進に関する社会教育法の改正についての資料をお配りしております。そこにイラストで描いてありますが、学校、地域、教育委員会がありまして、それぞれに連携をしながらいろいろな事業を進めておりますが、今までは学校支援コーディネーターを各中学校区に一人配置し、学校の依頼等に対する支援、地域と結びつける支援を行ってまいりましたが、この法改正によって、学校と地域が学校地域協働活動として、これからはほぼ対等のような形でやっていくということになると思います。137Pの第2条に、推進員は「教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う」ということが目的として挙げられております。そして、定数として第4条に協育コーディネーターを各中学校区に1名、これは現状ある学校支援コーディネーターがおそらくスライドしていく形になると思います。そして、もう一つ統括アドバイザーという役職がございます。これは市全域に1名としております。なお、第5条にあります、統括アドバイザーについては、適任者がいない場合は、教育委員会社会教育課職員がこれを兼務するようになっており、ここがポイントだろうと思っております。これまではなかった社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員という職名の方を位置付けることで、今までの支援内容から大幅に違ってくるのではないかと考えております。

次に140Pの議第16号宇佐市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の廃止について説明いたします。提案理由としては、現在、放課後子ども教室は、「協育」ネットワーク連携促進事業実施要領において、「小学生チャレンジ教室」として地域学校協働活動の一つと位置付けられております。当該要領のなかでの運営委員会は一事業のみを審議するのではなく、域内全体の小学生チャレンジ教室やそのほか地域学校協働活動等の運営方法や放課後子ども総合プランに示された総合的な放課後対策等の検討を行うものとされております。本年度から宇佐市社会教育委員会に位置付けて設置するようになることから、今後、宇佐市放課後子ども教室運営委員会を行う必要がないため、要綱を廃止するものです。ご審議よろしく願いいたします。

教 育 長

2件につきまして、何か質問はありませんか。

委員 学校支援コーディネーターとの違いというのは何なのでしょう
か。また、コミュニティ・スクールとは関係はないのですか。
コミュニティ・スクールの構図に似ているので。

社会教育課長 学校の要望に応じて、いろいろな人材を学校に紹介するとい
うのが、今の学校支援コーディネーターの役割になっております。
つまり、学校と地域との橋渡しみたいな役割がありました。が、
これからは学校を支援するだけでなく、むしろ積極的に学校
側に地域にはこういうことができる人がいますよとか、地域の
人たちも含めて学校に助言ができるというような形になると聞
いております。地域学校協働活動推進員委嘱のための参考手引
にコミュニティ・スクールとの関係性というのが項目にあります
ので、当然コミュニティ・スクールとの関係性もあります。

教 育 長 補足をさせていただきたいと思いますが、2月3日のコミュニ
ティ・スクールの説明会にご参加いただいた方は地域の課題と
学校の課題を話し合っ、同じ方向に向くように情報共有をし
ていこうという話もされていたというのを思い出していただ
けるとと思います。今説明いただいたのを絵の中では真ん中の枠で
「学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働
する体制」を構築するとありますが、似たような複数の組織を
並べて作っても混乱するだけありますので、学校と地域が連
携協力する場は当然一つだけであろうと思っています。現状、
中学校区一人ずついるコーディネーターが、現在中学校の学校
評議員の中に位置づいているかどうかは中学校ごとに確認を
してほしいのですが、今後の学校運営協議会のメンバーに入っ
ていた方がよろしかろうと考えております。一方、地域を学校に
持ち込むのもやぶさかではないのですが、ひとりひとりのご希
望として、うちの田んぼで収穫があるので来てほしいとか、ミ
シンを教えてあげたいとか、そういう細かい形でその都度学校
に持ち込まれても対応しきれないので、そういういろいろなこ
とを整理して教えてもらえるように各地域の中で人材バンク化
をやっていく必要があると思います。そのための推進員でもあ
ろうと思っています。そういう地域学校協働活動面での人材を宇佐
市全体である程度束ねればいいのではないかなという感じを受
けながら聞いておりました。いずれにせよ、学校教育課と社会
教育課で別々にやっても仕方ない。効率化しないと地域も我々
もしんどいだけですので。ちょっと別の場を設けて話し合っ

みるのもいいかなと思っております。

委員 やはりこういう形と言うのはシンプルに具体的にやっていかないと崩しになっていくと思います。例えば、私が思っているのは各中学校区に1名というのが見えるかなという感じはします。宇佐市というのは小学校区が多いので、地域というのを知っているのか。小学校区ならば知っているけれどもというような感じになってしまうのを心配しています。先ほどの社会教育と学校教育の連携というのは是非これからまた調整をしていただきたいと思います。

委員 学校現場の方からはコーディネーターが誰々というのは顔が見えるでしょうが、一般の地域の方は誰がこの地域のコーディネーターなのかというのは全然わからないと思います。例えば公民館長ならその地域の方はほぼわかっている。コーディネーターは、学校との連携を汲むパイプ役なのだろうと思うのですが、なかなか顔が見えてこないなと思います。

教育長 中学校区全体を見廻して、こんな活動ができますよという紹介の取次を全般的にできる方というのはそんなに大勢いるかどうかというところもあります。地域協働活動推進員ひとりでは対応しきれないのであれば、商工会や農協、漁協の支援を受けてもよいと思います。せっかくの新しい役割ですので、有効に機能するように扱い方を考えていく必要があります。議案としては承認ということでよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議第15号宇佐市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、議第16号宇佐市放課後子ども教室運営委員会設置要綱の廃止については、承認し、次に議第17号平成29年度宇佐市文化財の指定及び登録について社会教育課に説明を求めます。

社会教育課長 141Pをご覧ください。議第17号平成29年度宇佐市文化財の指定及び登録について説明いたします。指定文化財として3件、登録文化財として1件を挙げております。別添資料もあわせてご覧ください。

(指定文化財の有形文化財 彫刻・西光寺釈迦如来像・極楽寺阿弥陀如来像、天然記念物・伊呂波川甌穴3件、登録文化財の有形文化財 彫刻・石造地藏菩薩立像1件について説明。詳細は議案及び関係資料に記載)

教 育 長 何か質問はありませんか。異議がないようですので、議第17号平成29年度宇佐市文化財の指定及び登録については、承認し、次に議第18号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 142Pをご覧ください。新小学校1年生2人、新小学校2年生8人、現小学校2年生1人、新小学校3年生4人、新小学校4年生5人、新小学校5年生8人、新中学校1年生5人、新中学校2年生1人、新中学校3年生3人の計37人です。なお、登下校においては、保護者が責任を負うことになります。

(変更理由などは議案に記載)

なお、12月の教育委員会の際に再調査をということで継続審議となっておりました34番の件につきましては、兄姉の都合で指定校変更し4年間通いました。来年度5年生からは兄姉の都合がなくなりましたが、児童本人がこのまま同じ学校に通いたいと強く希望しています。前は理由の子どもの個性と精神面というところをもっと詳しくということでしたので、保護者に書いていただきました。また、学校にも聴取しております。

(詳細については議案に記載)

教 育 長 この件につきましては、ルール上、ピタッとはまるものがないのかもしれませんが。何か質問はありませんか。

学校教育課長 この児童は、以前のルールの時に兄姉の指定校変更の関係で兄姉と同じ学校ということで認められていました。

委 員 旧ルールの状況で小学校4年生まで通ってきたわけですね。新ルールに変更して、小学校5年生からまた指定校に戻るのも非常に厳しいものがあると思います。要綱が改正されたことに因るものなので、今の学校の方がこの子にとってはいいのかなと思います。今のルールでいけば、ちょっとグレーな部分があるかあるのですが、旧ルールのまま小学校4年まで来たというその他の理由で今の学校に通うことができれば、その方がよろしいのかなと思いました。

委 員 兄姉が卒業するとき、新5年生になったときは指定校になりますという説明はされたのですか。

学校教育課長 一切ありません。この子はずっと申請していないです。今は毎年申請があるのですが、少なくとも4年間は申請していない状況にあります。

委 員 ちょうど挟間だと思います。先ほど委員が言ったように、ルー

ルが変わって過渡期というか、本人たちは意識がないままきていますので、その影響を受けるのもかわいそうかなというのがあります。やはり以前のときもそうだったのですが、兄弟姉妹で行くときはその兄弟が卒業するときはここになりますよという承認を現在はいただいているような形になっていますので、本人たちにしてみれば青天の霹靂かなという感じがしますね。

学校教育課長 では、今回はこの児童の個性と精神面という理由ではなく、兄弟姉妹が旧ルール上において、その狭間にいるということで、兄弟姉妹の関係上その他の理由を適用するということによろしいでしょうか。

委員 指定校変更するルールは一応ありますが、やはり枠外といえますか、なかなかそれに適用していない部分がこれからも起こり得ると思います。特にこの子は兄弟、親の都合で4年間安心して学校に通学してきた。ところが、今度は状況が変わりましたということで、人情的にもかわいそうだと思います。ルールだけに則って判断というのも、冷たいような感じもするし、こういう4年間長期ということを考えれば、あと2年間このまま通学させる方法も考えた方がいいと思います。

教育長 では、委員の皆さんのご意見がございましたとおり、理由としては市教委のルール変更に伴う移行期間中であったということとを理由として、34番の指定校変更を認めるということによろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育長 異議がないようですので、議第18号指定校変更については、承認し、次に報告第1項各課の3月の行事等の予定について。

教育次長 教育委員の皆さんに関係する行事をご報告します。3月15日に宇佐市奨学生選考委員会を開催します。27日14時より定例教育委員会を開催する予定でございます。以上です。

学校教育課長 3月2日に中学校7校で卒業式がありますので、教育委員の皆さんのご出席をよろしくお願ひします。16日にフッ化物洗口に向けて、最後の実施連絡会を開催する予定です。22日に小学校卒業式、25日に来年度の校長・教頭に全員集まっただき内定者の会を行います。なお、4月11日に中学校の入学式、12日に小学校の入学式となります。よろしくお願ひいたします。

社会教育課長 3月1日、8日に宇佐地域、安心院地域、院内地域の公民館長・

指導員会議がございます。8日から13日にかけて第3回目となる各中学校区の青少年健全育成協議会、23日に市内遺跡発掘調査指導委員会がございます。以上です。

図書館長

現在、渡綱記念ギャラリーで「佐田秀と宇佐の明治維新」展を開催しております。2月18日までで24日目となっております。823人が来館しております。エントランスでは染物と彫刻を宇佐市美術協会の作品展ということで展示をしております。3月3日、4日は、図書館まつりということで御朱印帳づくり講座と文庫製本講座を開く予定です。17日に中津市民病院の先生による肺がんの治療についての医療健康情報講演会を行います。講演会後に個別に相談も受け付ける予定となっております。25日に子どもと楽しむ科学の本と科学遊びということで、これも図書館まつりの一環で行っております。図書館まつりというのは、宇佐市民図書館の開館が2月27日となっておりますのでその前後を併せて、行事をいろいろ予定しております。また、お手元に3月号のみんなをお配りしておりますが、これは全戸配布になります。その中に、教育長のインタビュー、「インタビュー」という記事が載っておりますので後ほどご覧ください。以上です。

学校給食課長

3月ということで卒業メニューを予定しております。アレルギー対応食も予定しております。前回、南部学校給食センターが九州農政局長賞をいただいたということでお知らせしましたが、地産地消メニューのコンテストで優秀であるということでいただいております。以上です。

教育次長

明日が議会の開会日でありまして、閉会は3月20日になっております。議会への提案分については、承認されればそれで確定するということになります。以上です。

教育長

何か質問はありませんか。ないようですので、次に次回教育委員会の日程について。

事務局

次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、3月27日火曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思います。如何でしょうか

教育長

3月27日火曜日の午後2時からでよろしいですか。

委員

異議なし。

教育長

異議がないようですので、次回教育委員会は3月27日火曜日

の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

教 育 長 各委員に諮り確認のうえ、第2回宇佐市教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後5時29分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。